

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業
(うち品種導入支援事業) 実施要領

令和4年4月1日付け3生流第4887号通知

令和5年4月3日付け4生流第4641号通知

「県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業(うち品種導入支援事業)」については、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱(平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱(平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)福島県農林水産業復興創生事業実施要領(平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。)に基づき、福島県農産振興事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、福島県農産振興事業事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)及び福島県補助金等の交付に関する規則(昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

県が育成したいちごのオリジナル品種(ゆうやけベリー)(以下「ゆうやけベリー」という。)の品種登録出願や商標登録出願とタイミングを合わせ、栽培管理の可視化とスピード感を持った普及の展開・PRに一貫して取り組み、競争力の高いいちご産地を育成することを目的とする。

第2 事業の内容

ゆうやけベリーの作付実証及び一般栽培に必要な初期生産資材、施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に係る経費を支援するものであり、事業の内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率等については別表による。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより事業実施主体等に対し直接補助するものとする。

ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

第4 事業計画の申請、承認等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書(別紙様式第1号)及び事業実施計画承認申請書(様式第1号)を作成し、管轄する農林事務所長(以下「所長」という。)に申請する。
- (2) 事業実施主体が市町村域を越える広域的な団体(以下「広域団体」という。)である場合は、事業実施計画書(別紙様式第1号)及び事業実施計画承認申請書

(様式第1号)を作成し、主な事業実施地区を管轄する所長に申請する。

(3) 事業実施主体が県全域を範囲とする広域的な農業団体(以下「県域農業団体」という。)である場合は、事業実施計画書(別紙様式第1号)及び事業実施計画承認申請書(様式第1号)を作成し、農林水産部長(以下「部長」という。)に申請する。

- 2 申請を受けた所長は部長に協議を行う。
- 3 所長又は部長(以下「所長等」という。)は、審査の結果適当と認められる場合、事業実施計画の承認を行う。

第5 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、国実施要領第3の2及び交付要綱別表1に定める軽微な変更以外の変更を行う場合は、第4の1に準じて事業実施計画書の変更(別紙様式第1号)及び事業実施計画変更承認申請書(様式第2号)を所長へ提出し、申請を受けた所長は部長、県域農業団体が事業実施主体の場合は部長と協議の上、適当と認められる場合は承認する。
- 2 事業実施主体は事業実施計画の承認を受けた後に、軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届(様式第3号)により所長等に速やかに届け出るものとする。

第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第7 事業の成果目標

- 1 本事業の実施に当たっては、事業の開始前に事業の成果目標を事業実施計画に定めなければならない。
- 2 成果目標には、ゆうやけベリーの収穫量を取りまとめるとともに、作付の結果得られた情報の共有等、県育成いちごの普及推進に協力するものとする。

第8 成果確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第9 事業実施状況の報告

所長は、提出された実績報告(別紙様式第1号)を実施状況報告書として取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに部長に提出する。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業(うち品種導入支援事業)評価報告書(様式第4号)を作成し、事業を実施した翌年度から3年間、5月末日までに所長等に報告するものとする。
- 2 1の提出を受けた所長は、内容を審査し、事業を実施した翌年度から毎年、6月末

日までに部長に提出するものとする。

第11 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、別紙様式第1号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月3日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

事業名	事業内容・事業実施主体・補助対象経費等	補助率
<p>県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業 （うち品種導入支援事業）</p>	<p>(事業内容)</p> <p>1 ゆうやけベリーの作付実証及び一般栽培を行うために必要な経費を支援</p> <p>ア 作付実証 各実証地域の気象条件に応じた実際の栽培管理を通じて収量や品質等が確保できることを確認すること。</p> <p>イ 一般栽培 作付実証を行わずに「ゆうやけベリーの」栽培を行うこと。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>1 ゆうやけベリーの作付実証を行う農家及び一般栽培を行う農家</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>ゆうやけベリーの作付実証及び一般栽培に必要な初期生産資材、施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に要する経費 ただし、施設及び付帯設備、設備、機械等は、前年からのゆうやけベリー作付面積拡大分とする。</p> <p>1 初期生産資材（基肥、マルチ、ミツバチ） 2 施設及び付帯設備 3 設備 4 機械 等</p> <p>(採択要件)</p> <p>1 ゆうやけベリーを施設単位で導入し、生産・出荷する取組であること。 2 関係機関・団体等の意見を踏まえ、選定された事業実施主体であること。 3 作付実証を行う農家にあたっては、県が別に定めるゆうやけベリーの普及に要するデータや収穫物の提供等に協力すること。</p> <p>(事業実施期間)</p> <p>事業の実施は単年度とする。</p>	<p>初期生産資材 (定額)</p> <p>施設及び付帯設備、 設備、機械等 (2/3以内)</p>

様式

事業名	事業実施計画書	事業計画承認申請書	交付要綱の第1号様式中の「2事業の内容（実績）」の別に定める様式
県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業 （うち品種導入支援事業）	別紙様式第1号	様式第1号	別紙様式第1号